

## 第6章 計画の推進

### 1 庁内関連機関の連携

本計画は、障がいの理解に向けた啓発や福祉サービスの提供などが総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも関わる計画として位置付けられています。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

### 2 関係機関との連携

障がいのある人が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、警察及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

### 3 人材の育成・確保

障がいのある人やその家族の要望に対応するため、障がいのある人が安心して生活し、積極的に社会参加できるように、福祉マンパワーの育成や潜在的な有資格者の活用など障がいのある人を支援する人材の確保に努めます。

### 4 計画の進行管理

学識経験者や関係団体などの代表、市民公募などで構成する障がい者施策推進協議会を定期的を開催し、本計画の円滑な推進と進行管理、各年度におけるサービス見込み量のほか地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況の点検、評価を行います。

また、地域における障がいのある人を支えるネットワークとして、地域自立支援協議会において障がい者施策推進協議会と情報を共有し、本計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議を行います。なお、両協議会での協議内容は市民に公表します。